

議案第 27 号

里庄町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

里庄町予防接種健康被害調査委員会条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づく予防接種その他の里庄町が実施する予防接種を受けた者に予防接種に起因すると思われる健康被害が発生した場合に、医学的見地から調査審議を行うため、里庄町予防接種健康被害調査委員会を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町予防接種健康被害調査委員会条例

(目的及び設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種その他の里庄町が実施する予防接種を受けた者に予防接種に起因すると思われる健康被害(以下「健康被害」という。)が発生した場合に、医学的見地から調査審議を行うため、里庄町予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、当該健康被害に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 岡山県備中保健所長
- (2) 浅口医師会が推薦する者
- (3) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、委員の互選による。委員長は、委員会を代表し会務を処理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代行する。

(審議の請求)

第6条 町長は、予防接種による健康被害が発生したときは、委員会の審議に付さなければならない。

(会議)

第7条 委員長は、前条により町長が審議の請求をしたときは、速やかに会議を招集し、審議を行わなければならない。

2 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長があらかじめ委員に通知して行うものとする。

3 委員長は、必要に応じ、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 会議に出席した者は、その出席により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(報告)

第9条 委員長は、審議の結果を文書をもって町長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(関係条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年里庄町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「

障害者認定審査会委員	日額	14,000円
------------	----	---------

」を

障害者認定審査会委員	日額	14,000円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	14,000円

」に改める。